

日本学生支援機構奨学生入学金融資

2026年4月1日現在

1. 資金用途	・入学時に進学先に支払う教育資金（入学金、授業料）
2. 貸出形式	・手形貸付
3. 貸出金額	・50万円以内（原則として1万円単位） ただし、「入学時特別増額貸与奨学金」の範囲内で資金用途の金額を上限とします。
4. 貸出期間	・第一回奨学金支給日または2026年7月10日のいずれか早く到来した日とします。
5. 借入資格	・次のすべての条件を満たす方 ① 日本学生支援機構の奨学金支給対象校に進学する奨学生（学種は大学、短期大学、大学院、専修学校（専門課程））で奨学金受取口座を当庫に指定できること ② 当庫の地域内に居住または勤務先のある者の子であること ③ 日本学生支援機構の「令和8年度大学等奨学生採用候補者決定通知」の「入学時特別増額貸与奨学金」欄に「日本政策金融公庫「国の教育ローン」の申込：必要」の記載がある方については、融資申込時点で、「入学時特別増額貸与奨学金」の支給要件（日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の融資を受けられなかった世帯の学生であること）を満たしていること。
6. 貸出金利	・当金庫所定の利率を適用します。（固定金利）
7. 返済方式	・入学時特別増額貸与奨学金支給時に一括してお支払いいただきます。
8. 保証	・個人連帯保証人1名以上
9. 保証料等 (1)保証料	・不要
(2)手数料	・不要
10. 担保	・不要
11. ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ	・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：中国労働金庫 お客さま相談窓口】0120-86-3760 受付時間 平日 午前9時～午後6時 (土日祝日・振替休日・12月31日～1月3日は休業) なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス <a href="https://www.chugoku.rokin.or.jp">https://www.chugoku.rokin.or.jp</a>
12. 第三者機関に問題解決を相談したい場合	・弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。 なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。 【窓口：(一社)全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時 【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031、第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588、第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249 ※ 仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。 ホームページアドレス <a href="https://www.chugoku.rokin.or.jp">https://www.chugoku.rokin.or.jp</a>

ろうきん

※ 金利情報については、窓口にお問い合わせください。

※ 返済額についてご希望がありましたら試算いたしますので、店頭にてお気軽にご相談ください。